

福島市入札結果等の公表実施要領

（目的）

第1条 この要領は、工事等（工事、測量、清掃等、その他の請負及び物品の調達をいう。以下同じ）に係る入札及び契約に関する透明性を確保するため、工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表に関して、別に定めるものを除くほか必要な事項を定めることを目的とする。

（公表の対象）

第2条 公表の対象は、競争入札又は随意契約により発注する工事等とする。ただし、公表の対象となる随意契約は、次の各号に定めるものとする。

- （1）予定価格が200万円を超える工事又は製造の請負
- （2）予定価格が150万円を超える物品調達
- （3）前各号に掲げるもの以外のもので予定価格が100万円を超えるもの

（公表の内容）

第3条 公表の内容については次のとおりとする。

- （1）入札過程（競争入札に付した工事等）
 - ・工事等の名称及び履行場所
 - ・現場説明会（閲覧）及び入札の日時、場所
 - ・指名業者（指名競争入札の場合）
 - ・全入札業者、入札金額及び落札金額、工事においては予定価格
 - ・入札参加資格審査結果（制限付一般競争入札の場合）
 - ・くじ結果（電子入札システム対象案件でくじ入札を行った場合）
 - ・契約の相手方の名称、所在地又は住所、代表者職氏名、電話番号
- （2）契約内容（競争入札及び随意契約）
 - ・契約日
 - ・工事等の名称
 - ・契約の相手方の名称
 - ・契約金額
 - ・履行（竣工）期限
 - ・随意契約の場合は理由

（公表の場所）

第4条 財務部契約検査課及びインターネット本市ホームページ上で公表する。

なお、電子入札システム対象案件については、入札情報公開システム上で公表する。

（公表の方法）

第5条 公表の内容を記載した書面を閲覧に供するものとし、閲覧簿を備え閲覧の記録をする。
併せて、インターネット本市ホームページ上で閲覧できるようにし、閲覧する帳票についてはダウンロード可能な方式とする。

(公表の時期)

第6条 公表の時期は、入札執行後又は契約締結後、できるだけ速やかに公表するものとする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、公表年度の翌年度末日までとする。

附 則

この要領は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。